

所管部課名	高齢・介護福祉課			担当者	江口			
事務事業名	シルバー人材センター事業費							
根拠法令	市民福祉部関係補助金等交付要綱・高年齢者労働能力活用事業補助金交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
平成29年度 予算額		国県支出金		一般財源	その他	その他の内容		
	24,620 千円	千円		24,620 千円	千円			
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	シルバー人材センター会員数の増			610		平成34年度		
成果指標②	業務別就労者数を用いて目標値に対する達成度			100		平成34年度		
補助対象者	公益社団法人 薩摩川内市シルバー人材センター							
補助対象経費	①高年齢者就業機会の確保に関する経費（飲食費を除く） ②シルバー人材センター管理運営事業に要する経費（飲食費を除く）							
補助対象事業・活動の内容	①組織体制の整備、②会員確保の推進、③就業の確保、④安全適正就業の確保、 ⑤福利厚生、⑥就業に関する相談及び紹介、⑦一般派遣労働者派遣事業の実施							
	分類	☐ 運営補助のみ ☐ 事業補助のみ ☒ 運営補助と事業補助の両方 ☐ その他						
補助金額又は 補助率	上記の補助対象経費の一部とし、予算で定める額以内							
上記項目の 積算方法								
補助 過 去 3 年 の 決 算 状 況 等 の	項目		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
			金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）	金額（円）	割合（％）
	収入	自己資金	215,565,512	86.2%	206,761,406	85.0%	216,908,659	85.2%
		会費収入	699,000	0.3%	721,500	0.3%	754,500	0.3%
		事業収入	214,866,512	85.9%	206,039,906	84.7%	216,154,159	84.9%
		寄付金・その他助成		0.0%		0.0%		0.0%
		市補助金	26,200,000	10.5%	25,700,000	10.6%	25,200,000	9.9%
		連合交付金 （前年度繰越金）	8,339,000	3.3%	10,770,000	4.4%	12,534,000	4.9%
		計	250,104,512	100.0%	243,231,406	100.0%	254,642,659	100.0%
	支出	事業費	245,483,325	100.0%	242,329,830	100.0%	251,705,869	100.0%
		人件費		0.0%		0.0%		0.0%
		その他事務費		0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
				0.0%		0.0%		0.0%
		（翌年度繰越金）		0.0%		0.0%		0.0%
		計	245,483,325	100.0%	242,329,830	100.0%	251,705,869	100.0%
		支出計/前年度支出計				98.7%		103.9%
		自己資金/前年度自己資金				95.9%		104.9%
	翌年度繰越金/市補助金		0.0%		0.0%		0.0%	
	交付件数							
	成果指標の推移①		420		446		490	
	成果指標の推移②		93.3		99.1		108.0	
特 記 す べ き 事 項 等	【今年度改善点】 「安全適正就業委員会」で事故や怪我防止を協議し、安全就業に向けて指導を強化。							
	【前回評価】平成26年度「見直しの上で継続：縮小」 ・事業収入が増加傾向にあり、補助金が毎年度削減されており、評価できる。会員と就業のマッチングや調整に工夫をされていると思われる。 ・事業の方法として、民業圧迫とならない方法を模索されたい。その一環として、派遣事業を増やしていく取組が考えられる。派遣事業について事業主に周知することを検討されたい。 ・発注者の満足度について、調査の実施を検討されたい。調査を行うことで利用者ニーズを取組に反映できると考えられる。 ・体力も含めた会員の就業能力について、会員登録時だけでなく継続して確認する仕組みづくり、また就業時のリスク管理に取り組まされたい。							
	【前回評価への回答】派遣事業の拡大は、事業所ごとに戸別訪問。発注者へアンケート調査をしクレーム等があれば会員に個別指導を行っている。							
	【事業のPR方法】 市の広報紙又各事業所にチラシを配布。							
	【費用対効果】 高齢者の就労支援を目的とする公益的団体は他に無く、高年齢者の健康で生きがいのある生活の実現のためには、今後も重要である。							
	【補助事業以外の事業】特になし							
	【その他】特になし							

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項 目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	定年退職者などの高齢者に、そのライフスタイルに合わせた「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、ボランティア活動等の社会活動を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現と、地域社会の福祉の向上に寄与している
必要性	次のいずれかに該当するものである。 ① 特定の目標・成果の達成に向けて、一定の団体等に一定の補助を行うことが直ちに必要であると認められる。 ② 社会的弱者の救済、地域的ハンディの克服等の観点から、当面、補助を通じた行政の支援が必要であると認められる。	A	①に該当する。 シルバー人材センターは、「自主・自立・共働・共助」の基本理念に基づき、会員の総意と主体的な参画により運営されており、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現に必要な団体である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	高齢者の社会参加と臨時的かつ短期間就労の確保に有効である。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	高齢者の社会参加と就労先の確保等に係る業務を市が行うより、会員の総意と主体的な参画により運営されるシルバー人材センターを支援する方が適当である。
	② 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	シルバー人材センターが行う事業に、必要な経費のうち、飲食費は対象外としており、適正な額である。
	③ 補助を受ける団体等の活動状況等に照らし合わせて、自助努力がみられるなど、明らかに半永続的・固定的な補助にはならないと見込まれる。	B	シルバー人材センター事業に必要な人件費を正職員から臨時職員に変更するなど、自主的な努力を行っている。
	④ 当該補助事業以外にその団体が行う活動の状況においても一定の公益性が認められる。	A	シルバー人材センターは、会員が自主的に運営する公益的・公共的な団体であり、公益社団法人として、平成24年4月1日に知事の認定を受けている。
	⑤ 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	会員による自主的な活動を支援する手段は、他にない。
	⑥ 補助の対象となる経費が、明確に規定され、その内容は補助目的に照らし、公費を充てるものとして、著しく妥当性を欠くものとはなっていない。	A	シルバー人材センターが行う事業に、必要な経費のうち、飲食費は対象外としており、適正な額である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	〈今後の改革の方向性〉 ■現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向性□拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止 〈上記方向の理由〉 高齢者の「臨時的かつ短期的又はその他の軽易な就業」を提供するとともに、活動を通じて、高齢者の健康で生きがいのある生活の実現のために、シルバー人材センターの役割は重要であり、今後も必要である。 〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉	外部評価結果	〈視点別評価〉 公益性 ⇒ □高い □低い 必要性 ⇒ □高い □低い 有効性 ⇒ □高い □低い 適格性・妥当性 ⇒ □高い □低い
			〈今後の改革の方向性〉 □現状のまま継続 □見直しの上で継続 ⇒今後の方向 □拡大 □他の補助金と統合 □補助内容の改善 □縮小 □移管 □休止 □廃止
			〈まとめ〉
			記号

高年齢者労働能力活用事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市市民福祉部関係補助金等交付要綱（平成19年薩摩川内市告示第99号）第2条の表に掲げる高年齢者労働能力活用事業補助金に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助事業等の要件)

第2条 高年齢者労働能力活用事業補助金に係る補助事業等は、高年齢者の就業機会の確保及び高齢者福祉の向上（高齢者の社会参加を促進し、雇用の安定）に資するものでなければならない。

(補助金の額)

第3条 高年齢者労働能力活用事業補助金の額は、次条に定める経費の合計額以内とする。

(補助対象経費)

第4条 高年齢者労働能力活用事業補助金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める経費について交付する。

- (1) 高年齢者就業機会確保事業に要する経費（飲食費を除く。）
- (2) シルバー人材センター管理運営事業に要する経費（飲食費を除く。）

(交付の申請)

第5条 高年齢者労働能力活用事業補助金の交付の申請に係る規則第5条の市長が別に指定する日は、毎年6月30日とする。

2 高年齢者労働能力活用事業補助金の交付の申請に係る規則第5条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 役員及び会員名簿
- (2) 前各号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類

(交付の基準)

第6条 高年齢者労働能力活用事業補助金の交付の決定は、次の各号のいずれかに該当する場合には、これを行わない。

- (1) 当該補助事業等が第2条の要件を満たさない場合
- (2) 前号に掲げるもののほか、高年齢者労働能力活用事業補助金を交付することが適当でないと認められる場合

(実績報告)

第7条 高年齢者労働能力活用事業補助金の実績報告に係る規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該補助事業等の公益性、必要性、効果等について当該補助事業者等が自ら行った評価に関する書類

(2) 前号に掲げるもののほか,特に必要であると認められる書類

(効果の測定)

第8条 高年齢者労働能力活用事業補助金の効果(条例第4条第2項第1号の効果をいう。)は,業務別就労者数を用いて測定するものとする。

(補助事業者等の責務)

第9条 高年齢者労働能力活用事業補助金の交付を受けた補助事業者等は,本市の高齢者福祉政策の円滑な実施に積極的に協力するよう努めるものとする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか,必要な事項は,市民福祉部長が別に定める。

附 則

1 この要領は,平成19年4月1日から施行する。

2 高年齢者労働能力活用事業補助金に係る条例第4条第1項の規定による見直しについては,平成21年度において検討を行い,その結果に基づいて,平成22年度において所要の措置を講ずるものとする。